

奈良県告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、山陰土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 村井 重治

五條市山陰町六三

松本 土井 吉弘

國和

五一

松本 田中 享

吉弘

四一六

松本 近木 保

正之

三一八

辻本 松本

輝彦

八八一一

近木 表野町

四〇五

大津町一一

辻本 山陰町

二四三

二五八一一

中谷 辻本

暁彦

三四一十三

松本 辻本

克彦

二六四一一

松本 那井

克弘

四二

成人 那井

義文

一一一〇

西谷 橋本

清文

表野町四〇四一一

石投 石投

勝

三三二

溝端 伸谷

彥坂

火打町三七八

辻之内 橋本

匡彦

一一三

窟田 仲谷

勝彦

四一四

監事 五〇四

五〇四

五〇四

山陰町一〇一

中町四六五

〃 〃 〃 〃 〃 〃

森 平 辻 土 辻 岩  
本 田 本 井 本 井  
昇 實 信 アイ 展 孝 末  
コ 明 ム イコ ハイコ ハイコ 一

〃 〃 〃 〃 〃 〃

火 打 表 野 町 二 一 五  
打 町 〃 町 五 四 三 六 四 一  
町 四 三 七 一 九 七 一 七 二